

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、前計画の理念を継承し、次のように掲げます。

全ての高齢者が
明るく安心して暮らせる
ぬくもりのあるまち

○活動的で充実した高齢期の実現

高齢者ができるだけ自立した生活を継続していくことができるように、健康の保持・増進や介護予防の充実を図るとともに、自らの能力を発揮し日常生活の活動を高めることや主体的に社会参加を図る等、活動的で充実した高齢期を目指します。

○地域包括ケアシステムの実現

たとえ、要介護状態となったとしても可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいけるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

○ぬくもりのあるまちの実現

高齢者一人ひとりの価値観や生き方が尊重されるとともに、高齢者の自立を地域全体で支えていけるよう、地域の誰もが、お互いに相手を認め合い助け合うことのできる、ぬくもりのあるまちを目指します。

2 基本目標

(1)健やかで充実した高齢期の実現

高齢者が、明るく主体性をもって充実した生活を送ることができるよう、高齢期を迎える前の早い段階から、生活習慣病の予防を中心とした健康づくりの充実を図るほか、高齢者の保健事業と一体となった介護予防事業の充実や、豊かな日常生活を支えるための在宅福祉サービスの充実、多様な主体と連携した支え合い活動を推進します。

また、自らの知識・経験・能力を活かした積極的な社会参加の促進、他の世代とのふれあい、自主的な学習・スポーツ・サークル活動を支援する等、自己実現が図れる環境づくりを推進します。

(2)いつまでも安心して暮らせる包括的な支援体制の確立

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるように、介護サービスをはじめとした様々なサービスが心身の状態の変化に応じて、切れ目なく提供できるよう包括的に高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関としての地域包括支援センターの運営体制の充実を図ります。

また、在宅医療・介護連携体制や、地域課題解決のための地域ケア会議の充実、多様な主体と連携した生活支援体制の構築を図る等、支援を必要とする高齢者を包括的に支える仕組みづくりを進めます。

高齢者の人権や財産等の権利を守ることが重要とされていることから高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、成年後見制度の周知や制度利用のための支援の充実を図ります。認知症になっても尊厳と希望をもって共に暮らしていける地域づくりを目指し、認知症に対する正しい認識や知識の普及啓発の充実を図るとともに、「共生」と「予防」に重点を置いた認知症施策を推進します。

(3)安全・安心な生活環境の整備の推進

全ての人々が安全で快適に過ごせるようにバリアフリー化を推進するとともに、円滑な移動・交通環境の整備により社会参加や交流を深めることができる、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、生活の質の向上のために高齢者に適した住環境の整備を促進するとともに、防犯及び防災対策の充実に向けた取り組みを進めます。

3 施策の体系

計画の基本理念

全ての高齢者が明るく安心して暮らせるぬくもりのあるまち

○活動的で充実した高齢期の実現

○地域包括ケアシステムの実現

○ぬくもりのあるまちの実現

基本目標 1
健やかで充実した高齢期の実現

1 健康づくりの推進

- (1) 特定健康診査・長寿健康診査等の推進
- (2) 特定保健指導の充実
- (3) 健康教育の充実
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施

2 介護予防の推進

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- (2) 一般介護予防事業の推進

3 豊かな日常生活を支える地域づくり

- (1) 高齢者の在宅生活支援（在宅福祉サービス）
- (2) 高齢者の生きがいつくり

基本目標 2
いつまでも安心して暮らせる包括的な支援体制の確立

1 包括的に支える仕組みづくり

- (1) 地域包括支援センターの充実
- (2) 総合相談支援事業の充実
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- (5) 生活支援体制整備の推進
- (6) 地域ケア会議の充実

2 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度の普及啓発
- (2) 成年後見制度の利用支援事業
- (3) 高齢者虐待防止対策
- (4) 消費者被害・詐欺被害の防止対策

3 認知症施策の推進

- (1) 認知症への理解・啓発活動の推進
- (2) 認知症支援施策の充実

基本目標 3
安全・安心な生活環境の整備の推進

1 高齢者に配慮した生活環境の充実

- (1) 高齢者の安心な住まいの確保
- (2) 町営住宅等への円滑な入居について

2 全ての人にやさしいまちづくりの推進

- (1) バリアフリーのまちづくり
- (2) 防犯・防災対策の充実

4 重点施策

全ての高齢者が住み慣れた地域で、明るく安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて、国の基本指針を踏まえるとともに、本町の実情を勘案し以下の重点施策を定めます。

(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

今後、後期高齢者(75歳以上)の急激な増加と現役世代の減少が同時に進行し、介護需要の増加に対応する介護人材が不足することが予測されるため、新たな担い手(町民等)による介護予防事業や、高齢者の在宅生活を支える日常生活支援サービスの充実の取り組みを図る必要があります。

また、介護を必要とする状態にならないために介護予防に取り組み、生き生きと活動的な生活を過ごすことができるように、多様なニーズに合わせた通いの場を増やします。

さらに、介護予防ケアマネジメントに加え、利用者自身と要介護状態からの自立や重症化予防の目標を立て、効果的な介護予防に向けて強化していきます。

(2)生活支援体制整備事業

地域における高齢者の在宅支援や介護予防サービスの提供体制の構築を図るため、町全体(第1層)に1名、中学校区(第2層)に2名の生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズに対応するための話し合いの場として協議体が設置されています。今後とも、生活支援コーディネーターや協議体の機能強化を図り、シニアサポーターをはじめ多様な主体と連携した支え合いの仕組みづくりや課題解決に向けた地域資源の開発・掘り起こし等の取り組みを進めます。

(3)認知症施策の推進

認知症の早期発見・早期支援体制の構築を図るとともに、認知症に対する正しい認識や知識の普及啓発活動の一層の充実を図ります。

また、地域の多様な資源を活用した支え合いの仕組みづくりを推進することで、たとえ認知症になったとしても、自分らしく、安心して暮らしていくことができるように、「共生」と「予防」に重点を置いた認知症施策を推進します。

(4)地域ケア会議

個別事例の検討や積み重ねを通して、課題発見・分析を行いつつ地域課題を明らかにするとともに、多職種連携による地域支援ネットワークの構築を図りながら地域課題を共有し、課題解決に向けた手法の検討や地域住民を主体としたインフォーマルな地域資源の開発につなげる等、高齢者支援の充実に向けた取り組みを進めます。

